

18	R7.11.29	R8.1.30	1 ○○について 2 ○○について 3 ○○資料	15	●															(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(7条4号)公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	救急部救急指導課
19	R7.12.16	R8.1.19	令和7年○月○日、○時○分、東京都中野区○○丁目○番○号で発生した危険排除事案に関する災害概要資料、消防活動総括表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号)、指揮活動表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第38号)及び小隊活動表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号)	10	●															この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。	警防部特殊災害課
20	R7.1.8	R8.1.23	令和7年○月○日、○時○分覚知の東京都豊島区○○丁目○番○号で発生した危険排除事案に関する災害概要資料	2	●																警防部特殊災害課
21	R7.1.8	R8.1.23	令和7年○月○日、○時○分覚知の東京都新宿区○○番○で発生した危険排除事案及び令和7年○月○日、○時○分覚知の東京都新宿区○○番○で発生した危険排除事案に関する消防活動総括表	4	●															この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。	警防部特殊災害課
22	R7.12.18	R8.1.5	○(東京都千代田区○○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年6月4日7趣予(報)第271号)	25	●															(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	予防部査察課
23	R7.12.22	R8.1.5	○(東京都荒川区○○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書																	当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
24	R7.12.26	R8.1.13	○(東京都豊島区○○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書																	当該公文書は、令和6年1月10日に受理した1年保存の公文書であるため、令和7年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	予防部査察課
25	R8.1.5	R8.1.13	○(東京都中央区○○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(令和7年2月28日交付)	2	●															(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	予防部査察課
26	R8.1.7	R8.1.13	○(東京都江東区○○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年7月29日7深予(報)第805号)	13	●																予防部査察課
27	R8.1.8	R8.1.13	○(東京都墨田区○○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年11月4日7所錦(報)第147号)のうち「別記様式第1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」及び「別記様式第2 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(その1)」	2	●																予防部査察課
28	R8.1.8	R8.1.19	○(東京都北区○○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(令和7年6月2日交付)	2	●															(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	予防部査察課

29	R8. 1. 9	R8. 1. 20	○(東京都江戸川区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年3月12日6葛予(報)第2087号)	6	●														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	予防部査察課
30	R8. 1. 14	R8. 1. 26	○(東京都大田区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年11月25日7調予(報)第1006号)	8	●														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	予防部査察課
31	R8. 1. 15	R8. 1. 26	○(東京都日野市○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和5年8月9日5日野予(報)第427号) ア 別記様式第1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 イ 別記様式第2 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(その1) ウ 別記様式第1 消火器具点検票 エ 消火器一覧表 オ 別記様式第1 1 自動火災報知設備点検票 カ 別記様式第1 6 誘導灯及び誘導標識点検票 キ 別記様式第2 6 配線点検票(設備名 誘導灯及び誘導標識) ク 誘導灯設備記録表 ケ 防火戸・防火ダンパー等連動設備点検票	17	●															予防部査察課
32	R8. 1. 15	R8. 1. 26	○(東京都日野市○丁目○番○号)に係る防火対象物点検結果報告書																当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
33	R7. 11. 19	R8. 1. 13	火災調査書類(令和7年10月23日7目予第181号)のうち、以下の書類。 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書 4 現場見分調査書(1) 5 現場見分調査書(2) 6 現場見分調査書(3) 7 現場見分調査書(4) 8 現場見分調査書(5)	172	●														(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課

47	R7.12.17	R8.1.9	○(練馬区〇〇-〇-〇)に係る防火対象物使用開始届その1の検査結果書	1	●	●	●													この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。〇〇の防火対象物使用開始届の検査結果書は、検査を省略しているため、存在しない。	予防部予防課
48	R7.12.18	R8.1.13	○(世田谷区〇〇-〇-〇)に係る防火対象物使用開始届出書(令和4年3月7日 玉川消防署予防課第214号)	22	●															この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
49	R7.12.11	R8.1.13	○(新宿区〇〇-〇-〇)に係る以下の公文書 1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和6年6月4日 新宿消防署戸塚出張所第13号) 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和6年8月9日 新宿消防署戸塚出張所第31号)	22	●															この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
50	R8.1.6	R8.1.13	○(北区〇〇-〇-〇)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成18年5月26日 赤羽消防署予防課第69号)	15	●																予防部予防課
51	R8.1.6	R8.1.15	○(新宿区〇〇-〇-〇)に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書(平成6年10月13日 四谷消防署予防課第350号、第351号、第352号) 2 消防用設備等設置届出書(平成6年10月13日 四谷消防署予防課第346号)	129	●																予防部予防課
52	R7.12.26	R8.1.15	東京都港区〇〇-〇-〇(〇)の空調設備図、平面図及び厨房図																	当該公文書は実施機関で取得していないため、存在しない。	予防部予防課
53	R8.1.5	R8.1.16	○(〇 台東区〇〇-〇-〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書その2(昭和49年5月22日 下谷消防署予防課第121号)	36	●															この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
54	R7.12.26	R8.1.19	○(江東区〇〇-〇-〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(平成12年10月4日 深川消防署予防課第5074号)	3	●															この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
55	R8.1.5	R8.1.19	○(港区〇〇-〇-〇)に係る以下の公文書 1 防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和60年11月6日芝消防署予防課第931号)に添付されている平面図、立面図及び断面図 2 消防用設備等設置届出(昭和60年11月26日芝消防署予防課第1356号)に添付されている平面図 3 消防用設備等設置届出(昭和60年11月26日芝消防署予防課第1366号)に添付されている平面図 4 消防用設備等設置届出(昭和60年11月18日芝消防署予防課第1322号)に添付されている系統図	14	●															この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課

79	R8. 1. 26	R8. 1. 29	<p>○ (千代田区〇〇-〇-〇) に係る以下の公文書</p> <p>1 防火対象物使用 (変更) 届出書その 1 (平成 3 年 2 月 2 6 日 神田消防署予防課第 3 1 号) の鑑</p> <p>2 消防用設備等設置届及び防火対象物使用届 (平成 3 年 2 月 2 6 日神田消防署 (防) 第 3 1 号及び平成 3 年 4 月 2 6 日神田消防署 (防) 第 1 3 7 5 号) の検査結果書</p> <p>3 消防用設備等設置届及び防火対象物使用届 (平成 3 年 4 月 3 0 日神田消防署 (設) 第 1 3 8 5 号及び平成 3 年 4 月 2 6 日神田消防署 (防) 第 1 3 9 8 号) の検査結果書</p> <p>4 消防用設備等設置届 (平成 3 年 4 月 3 0 日神田消防署 (設) 第 1 3 8 3 号、 (設) 第 1 3 8 4 号及び (設) 第 1 3 7 4 号の検査結果書)</p>	4	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
----	-----------	-----------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--